

## 19 鎌倉時代の社会と経済

### 鎌倉武士と荘園侵略

#### ①御家人の生活

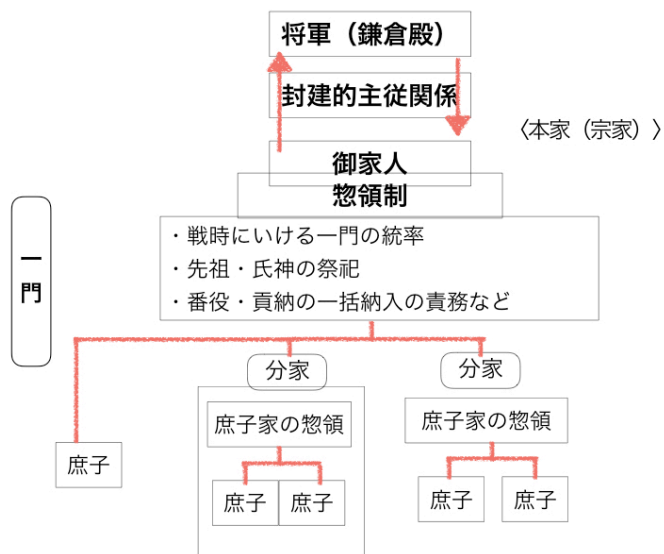
開発領主、荘官の子孫→将軍と主従関係を結んだ者= **御家人** cf)非御家人

ア **惣領制** …御家人は **一門を単位として** 結合

(a) 本家の長を **惣領** と仰ぎ、血縁に基づいて **一門** として結合 ( **血縁的結合** )  
**所領は惣領・庶子によって分割相続される** のが原則であり、 **女子にも相続権が認められていた**。

(b) **惣領が一門を代表して** 将軍と主従関係を結ぶ

**惣領制** とは、惣領を介して間接的に一門の構成員と幕府を関係づける制度で、将軍からの所領安堵、将軍に対する軍役などの奉公といった関係を、**惣領が一門を代表して** 幕府と取り組んだ。それゆえ、**御家人役は惣領に対して一括して賦課され**、惣領がこれを一門の庶子たちに割り当てて、彼らを率いて勤めた。そして、幕府は一門内部には原則として介入しなかった。



#### イ 武士の生活

(a) 農村で土地経営

・武士の住んだ住居は 150 メートル四方の屋敷に堀をめぐらし、1～2メートルの土手を

作って垣根をめぐらせる。いざというときの砦である。門の上には物見の櫓。堀之内、土居の地名として残る。

(b) 武芸の訓練 ex)流鏑馬、笠懸、犬追物、巻狩

・ **騎射三物** が重要。 **流鏑馬** は走る馬から3的をねらう。 **笠懸** は笠をぶら下げて射る。55cmのヒノキ板的をねらった。 **犬追物** は周囲38mの円を描き、12騎を3組に分けて4騎ずつで中央から放される犬をねらって射る。犬は的を引いている。馬上の進退や動作の修得に最適。

→質素、献身的な奉公、武勇・名誉を重んじる

= 「 **もののふの道** 」



#### ②武士の荘園侵略

・中央の持ち主は現地支配者の地頭に管理を委ねる。しかし、もともと中央の領主の力の強かった畿内周辺では、領主が預所を派遣し、それが代理人の雑掌を出していた。雑掌は勸農(田畑を割り当て、年貢の額を決める)をし、地頭は検断(治安維持)というように役割分担していた。

・現地を支配した地頭は、その武力で雑掌を追い出し、百姓を勝手に支配するようになってゆく。これを地頭の非法と称した。

→ **紀伊国阿弋河** 荘民が地頭 **湯浅氏** の非法を訴える。

#### ≡史料研究 地頭の非法 (高野山文書)

百姓名田の奪取(免田へ編入)

百姓の私的夫役での使用 荘園領主への年貢横領

・ **阿弋河荘** は寂楽寺領で、後に高野山領となった。その農民が 1275 年に出した訴状がある。阿弋河荘の農民は寂楽寺に材木を公事として納めることになっていた。しかし、寂楽寺に出す材木を切り出しにゆこうとすると、地頭の湯浅氏が京都往復の人手として農民を徴発。残った者が切り出しにゆこうとすると、逃げた農民の畑に麦を蒔けと言って連れ戻す。作業をしなければ女子供を監禁して耳を切り、鼻をそぎ、髪を切って尼にして縄で縛って責めさいなむと言って脅迫。だから材木を出せないという。この他、農民が寂楽寺に納める年貢、麻、真綿を横領していた。**地頭の非法の典型** とされる。

年貢を出さない地頭←荘園領主は幕府に訴える

幕府は時間をかける。裁判の長期化→ **和与** (示談) とする。

東寺が持っていた荘園に丹波国大山荘がある。承久の乱で地頭職が没収されたため、新補地頭で中沢氏が入る。非法を重ねて年貢を出さなかったため、1241年、東寺は六波羅探題に訴えた。1221年に地頭になっているので、わずか20年でこの始末というのはタチが悪い。裁判が長引いたのかも知れず、和与となり、地頭請けにした。

荘園領主の対応→幕府への訴訟

#### 1 **地頭請**

領主の荘園経営の中止

・領主は勸農の権利を持っていた。用水の管理などをおこなう代わりに好きなものを植えさせたりして支配してゆく。やりようによっては年貢をたくさんとることも可能だった。

Pain is inevitable Suffering is optional

この権利を地頭に与える。

- 自由な土地、人民の支配認める
- 定額年貢の納入のみ確約させる

- ・ **現地管理権は地頭が握り、定額年貢だけを送る**。
- ・ 会社であれば社長（所有者＝経営者）であった荘園領主が、地頭請によって、ただの株主（所有者）になり、一定の配当をもらうだけになってしまったということ。
- but 年貢未進
- ・ 中沢氏は 1280 年代になると、東寺への年貢はほとんど送らなくなる。560 石を滞納。東寺は年貢を取れず、現地管理権も取られて困る。

## 2 下地中分

荘園の折半→地頭分：自由に経営、荘園領主分：新荘官が管理

→下地中分は **土地を折半して 半分を地頭に与えるもの**。東寺は下地中分を求め、1295 年に実施。地頭は土地の 3 分の 1 を確保して大儲けとなった。

※完全な武士の所領の形成（二重支配の解消）

- ・ 下地中分＝1237～1393 年まで 68 例が確認されている。43 例までが鎌倉末期で西日本。



## 荘園経済の発展

### A 荘園内の産業

#### 1 農業

畿内先進地＝ **二毛作**（麦裏作）

肥料＝ **刈藪**、**草木灰**、**牛馬糞**

- ・ 平安時代には下肥を入れることは田の神に対する冒瀆だった。鎌倉時代に初めて登場している。

東国＝開墾

#### 2 手工業

荘園領主への貢納のため発達

用途	絹・綿	布	和紙	染料	灯油
材料	<b>桑</b>	<b>苧</b>	<b>楮</b>	<b>藍</b>	<b>荏胡麻</b>

楮の木を切って煮る、正倉院文書は 1000 年以上前残っている、明かりは松明が最初、荏胡麻で煙が出なくなった。

- ・ 田は名主の管理下なので、貧しい農民は畑作に力を入れる。楮、藍、荏胡麻などの畑作物は商品作物であり、加工原料となった。

鍛冶・鋳物師・紺屋

→定期市で取引 ex) **三齋市**

Q 三齋市の「齋」は何を意味するのか？

そこから、市にはどういう意味があったと思われるか？

A 齋院、齋王、齋官などの意味と通じる。「いつき」であって神を祀ることである。

- ・ 市での交易は神聖な行為である。 **三齋市は本来は縁日に開かれたもの** であるので、

市神を祀ったところで開かれる。神に仕えるのは女性が多かったので、 **市に立つのも女性だった**。

- ・ 市が開かれている以外の日は閑散。
- ・ 富田荘絵図の右上の萱津宿は鎌倉街道の宿場。ここで月に 3 度の市が開かれていた。萱津市の賑わいは 1242 年が初出。
- ・ 市は地頭の館近くで開設すると便利がよい。余剰生産物と地頭が取り立てた年貢を他のものと交換する場所となる。商取引をして儲けようとする者が仮設の小屋を建て、後に市場在家として定住し、これが商人に成長してゆく。

## B 都市の産業

地方貢納物の集中で発展

### 1 商業

**見せ棚** の開設

**座** の結成（商工業者組合）

- ・ 座は **同業組合** である。本来は市座で市で座る場所を意味した。
- ・ 寺社の縁日であれば、寺社にお金を納めて座らせてもらって商いをする。現在も露天商はお金を出して場割りをしてもらっている。これが商工業者の組合の意味に転化した。
- ・ 荘園領主のところには**公事**が集まる。それを素材にして製品を作る業者が必要。

→ **特定業者に素材を渡して独占的に作らせ、見返りとして納税させる**。

＝ 貴族・社寺を **本所** として製造・販売の特権獲得

**問丸**（商品の輸送・保管・販売）

- ・ 平安末期に淀、木津、桂に設置。年貢が集まる場所なので、倉庫を建てて管理。船舶を準備して運搬もおこなう。
- ・ 鎌倉時代には鳥羽、大津、坂本、敦賀に拡大。

### 2 金融業

**宋銭** の流入＝ **日宋貿易** による（輸入： **宋銭**、輸出： **金**、**硫黄**）

- ・ 平安末からの日宋貿易で宋銭が流入。1242 年、西園寺公経の貿易船は 10 万貫の銭をもたらしている。北宋 160 年間に日本に入ってきた銭は 2 億貫という。人口が 1000 万人として、一人当たり 2 万枚＝20 貫。室町時代には米 1 石が 1000 文＝1 貫だったので、約 100 万円ということになる。

**為替**（貨幣を使用しない代金決済）

- ・ 為替、替銭、替米。手形を割符。

**借上**（高利貸）

- ・ 「かりあげ」ともいう。身分の高いものが低いものから借りたことによる。高利・無担保。初めは米を貸していたが後に金銭。